

A T Mによる定期預金取引規定

1. (A T Mによる定期預金取引)

次の各定期預金取引は、当金庫の現金自動預入支払機（「A T M」といいます。）で利用することができます。

- (1) 総合口座通帳への定期預金口座の新規開設（以下「A T M新規口座開設」といいます。）
当金庫のA T Mを利用して、総合口座通帳に定期預金口座を新規開設するサービスです。
- (2) 総合口座通帳・定期預金通帳の定期預金口座への定期預金預入（以下「A T M追加預入」といいます。）
当金庫のA T Mを利用して、現金またはご本人のキャッシュカードによる普通預金・貯蓄預金からの振替により総合口座通帳・定期預金通帳の定期預金口座へ定期預金を預入するサービスです。
- (3) 定期預金満期日解約予約（以下「A T M解約予約」といいます。）
当金庫のA T Mを利用して、ご指定の定期預金の自動継続を停止して満期日に自動解約し、元金をご指定の総合口座通帳の普通預金口座に入金するサービスです。
- (4) 定期預金解約（以下「A T M解約」といいます。）
当金庫のA T Mを利用して、ご指定の定期預金を解約するサービスです。

2. (A T M新規口座開設)

- (1) ご利用いただける方
A T M新規口座開設をご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。なお、定期預金専用通帳の新規口座開設はできません。
- (2) 対象定期預金
A T M新規口座開設の対象とする預金は、自動継続扱いの自由金利型定期預金<M型>の3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、4年、5年（以下「スーパー定期」といいます。）とし、預入金額は1万円以上とします。
- (3) 預入方法
A T M新規口座開設をご利用いただく場合には、当金庫A T Mの画面表示等の操作手順に従って、ご本人のキャッシュカードまたは現金と総合口座通帳をA T Mに挿入し、届出の暗証番号等その他所定事項を正確に入力してください。この場合、新規預入申込書等は必要ありません。
- (4) 預入限度額
A T M新規口座開設は1円単位とし、1回あたりの預入金額は、当金庫の定めた金額の範囲内とします。

3. (A T M追加預入)

- (1) ご利用いただける方
A T M追加預入をご利用いただけるのは、総合口座通帳・定期預金通帳をお持ちの個人の方とします。
- (2) 対象定期預金
A T M追加預入の対象とする預金は、自動継続扱いのスーパー定期とします。
- (3) 預入方法
A T M追加預入をご利用いただく場合には、当金庫A T Mの画面表示等の操作手順に従って、ご本人のキャッシュカードまたは現金と総合口座通帳、定期預金通帳をA T Mに挿入し、届出の暗証番号等その他所定事項を正確に入力してください。この場合、預金申込書等は必要ありません。

4. (A T M解約予約)

- (1) ご利用いただける方
A T M解約予約をご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。なお、定期預金専用通帳の場合は、あらかじめキャッシュカードが発行された普通預金口座をご指定いただく必要があります。
- (2) 対象定期預金
A T M解約予約の対象とする預金は、総合口座または定期預金専用通帳に預入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。
- (3) 取扱方法
 - ① A T M解約予約の予約期間は、ご指定の定期預金の満期日の前日までとします。
 - ② A T M解約予約をご利用いただく場合には、当金庫A T Mの画面表示等の操作手順に従って、総合口座通帳または定期預金専用通帳をA T Mに挿入し、所定事項を正確に入力してください。
 - ③ A T M解約予約の実施日は、ご指定の定期預金の満期日とします。ただし、満期日が当金庫休業日の場合は、指定振替普通預金口座からの引出は翌営業日以降となります。
 - ④ ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の場合は総合口座の普通預金口座、定期預金専用通帳の場合はご指定の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(4) 予約の取消

A T M解約予約の取り消しを希望する場合は、上記予約期間の当金庫営業時間内に、当金庫所定の依頼書に署名および届出印による捺印をしたうえで当該総合口座通帳または定期預金専用通帳とともにお取引店に提出してください。

5. (A T M解約)

(1) ご利用いただける方

A T M解約をご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。なお、定期預金専用通帳の場合は、あらかじめキャッシュカードが発行された普通預金口座をご指定いただく必要があります。

(2) 対象定期預金

A T M解約の対象とする預金は、総合口座または定期預金専用通帳に預入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。ただし、ご指定の定期預金の自動継続が停止している場合は対象としません。

(3) 取扱方法

- ① A T M解約をご利用いただく場合には、当金庫A T Mの画面表示等の操作手順に従って、総合口座通帳または定期預金専用通帳をA T Mに挿入し、所定事項を正確に入力してください。
- ② ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の場合は総合口座の普通預金口座、定期預金専用通帳の場合はご指定の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

6. (サービスの停止)

上記1 (1) から (4) の各サービスは、次の各号の一つでも該当した場合、利用することができません。

- ① 通帳または普通預金キャッシュカードの紛失または盗難の届出が提出されているとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立等があったとき
- ④ 指定定期預金に差押（仮差押）がなされたとき
- ⑤ その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑥ 前各①～⑤号のほか、当金庫A T Mでこれらサービスができない理由が生じたとき

7. (サービスの解約)

上記1 (1) ～ (4) の各サービスは当金庫が相当の理由があると認めた場合には、当金庫はいつでもこれらサービスの取扱を解約することができるものとします。ただし、当金庫に対しての解約の通知は、当金庫所定の書面によることとします。

8. (通知等)

届出のあった氏名または名称・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫所定の各種預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定により取り扱います。

以 上